

給与の源泉所得税の納付期限について

給料・賞与に係る源泉所得税の納付期限は次のとおりです。

【毎月納付の方】

平成19年12月支給分

平成20年1月10日(木)

【納期特例の方】

平成19年7月～12月支給分

平成20年1月10日(木)

【納期特例の方で延長申請をされている方】

平成19年7月～12月支給分
平成20年1月21日(月)

■注意事項

納付すべき税額がない場合でも、給与等の支払があれば納付書を作成の上、税務署へ直接提出してください。

■問い合わせ先

米子税務署
0859-3214121

住宅のバリアフリー 改修工事に伴う 固定資産税の減額

高齢者や障害者などが居住する住宅(賃貸住宅を除く)でバリアフリー改修工事をされた場合、翌年度の固定資産税が減額される場合があります。

■対象

次のいずれかの人が居住する住宅

- ① 65歳以上の人
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③ 障害がある人

■改修期間

平成19年4月1日から平成22年3月31までの間に一定のバリアフリー改修が行われた住宅

■要件

次の工事で補助金を差引いた自己負担金が30万円以上のもの
【①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④便所の改良⑤手すりの取付け⑥床の段差の解消⑦引き戸への取替え⑧床表面の滑り止め化】

■減額の内容

改修工事をされた住宅の固定資産税を翌年度分に限り3分の1減額(100㎡分までを限度)

■申請方法

原則、改修後3カ月以内に関係書類を添付して申請してください。【①領収書の写し②工事明細書の写し③改修箇所を図面及び写真④補助金等を受けた場合は、給付が確認できる書類】

■申請・問い合わせ先

税務課
0859-5415208

公表

住民基本台帳の写しの閲覧状況

平成18年11月1日から平成19年3月31日分

区分	請求機関の名称 又は申出の氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧にかかる請求の範囲
国又は地方公共団体の閲覧(*1)	東北大学大学院 文学研究科	「2006年若者の職業意識に関する調査」の対象者抽出	平成18年 12月22日	18歳以上34歳の男女個人 (国信・大山口地区)
個人又は法人の閲覧(*2)	なし			

(*1) 住民基本台帳法第11条第3項の規定に基づくもの

(*2) 住民基本台帳法第11条の2第12項の規定に基づくもの

■問い合わせ先 住民生活課 ☎0859-54-5210

補助制度

ペレットストーブ 設置費補助制度

◆目的

ペレットストーブの普及を促進し、森林資源の有効活用を図ること

◆補助の対象となる経費

- ・大山町の方が町内の住居に設置する場合に要する経費
- ・町内に本店または主な事務所のある法人の事務所に設置する場合に要する経費

◆補助額 1台につき5万円

◆申請、お問い合わせ先

大山町役場企画情報課

☎0859-54-5202



※ペレットストーブとは？
製材工場などから出る端材を粉碎し、円筒形に固めたものを木質ペレットといいます。これを燃料として使用するストーブのことをペレットストーブといいます。(日本製のものが補助対象です。)